

不良工事等措置基準の改正内容について

成績評定で、評価内容（別表1から別表3）が「やや不良」及び「不良」に該当する工事又は工事委託（土木部緊急工事等単価契約を除く。）を行った事業者は、横須賀市指名停止措置規則に規定する指名停止等措置の対象となります。

この改正内容は、平成30年4月1日以降に完成検査を実施する工事又は工事委託に適用します。

（別表1）工事成績採点表によるもの

（当初請負金額500万円以上の工事、単価契約工事を除く。）

総合ランク（評定点合計の小 数点以下第1位を四捨五入）	評価内容
A（80点以上）	他の模範となる優秀な工事
B（75点以上80点未満）	標準的な工事の中で優秀なもの
C（55点以上75点未満）	標準的な工事
D（50点以上55点未満）	改善すべき事項が多い工事 「やや不良」とする。
E（50点未満）	改善すべき事項が著しく多い工事 「不良」とする。

（別表2）小規模工事成績表によるもの

（当初請負金額500万円未満の工事、単価契約工事を含む。）

各細別の評価区分	評価内容	
A	優れている	9細別のうち「E」評価が4項目ある工事は「やや不良」、「E」評価が5項目以上ある工事は「不良」とする。
B	やや優れている	
C	標準的	
D	やや劣っている	
E	劣っている	

（別表3）工事委託成績表によるもの（工事委託全般）

各考査項目の評価区分	評価内容	
A	優れている	5考査項目のうち「E」評価が2項目ある業務は「やや不良」、「E」評価が3項目以上ある業務は「不良」とする。
B	やや優れている	
C	標準的	
D	やや劣っている	
E	劣っている	